

平成十四年九月六日受領
答弁第一九一号

内閣衆質一五四第一九一号

平成十四年九月六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫民輔殿

衆議院議員長妻昭君提出防衛庁のほか、内閣官房、警察庁、総務省、法務省、資源エネルギー庁及び会計検査院が、情報公開法に基づく行政文書開示請求書記載以外の個人情報を一覧化している件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員長妻昭君提出防衛庁のほか、内閣官房、警察庁、総務省、法務省、資源エネルギー庁及び会計検査院が、情報公開法に基づく行政文書開示請求書記載以外の個人情報情報をリスト化している件に関する質問に対する答弁書

一及び三について

先の答弁書（平成十四年七月二十三日内閣衆質一五四第一〇六号）でお答えした内閣官房、警察庁（国家公安委員会を含む。以下同じ。）、総務省、法務省、資源エネルギー庁及び会計検査院（以下「関係行政機関」という。）が作成した開示請求者関係資料において、総務省行政管理局が作成した「情報公開事務処理の手引」において示されている行政文書開示請求書の標準様式（以下「標準様式」という。）において記載することとされている事項（以下「開示請求書記載事項」という。）以外の情報が記載された開示請求者の人数並びに開示請求書記載事項以外の情報の項目及び当該項目ごとの人数は、別表のとおりである。

二及び五から七までについて

標準様式における「連絡先」の欄は、開示請求者が行政機関からの連絡を本人以外の者に受けさせよう

とする場合に当該本人以外の者の住所、氏名及び電話番号を記載する欄として、開示請求者の「氏名又は名称」及び「住所又は居所」を記載する欄とは別に設けられたものであり、この標準様式を参考として関係行政機関が作成した開示請求書も同様の様式である。しかしながら、開示請求者において、開示請求書のいずれかの欄に、「氏名又は名称」及び「住所又は居所」の欄に記載することとされている事項以外の情報で、本人が直接連絡を受けることができるところに関するものを連絡の便のために自主的に記載している例があり、関係行政機関が開示請求者関係資料に記載していた勤務先企業名等の情報も、このような形で開示請求書に記載されていたものが多い。

このほか各関係行政機関が開示請求者関係資料に記載していた勤務先企業名等の情報で開示請求書に記載されていないものは、開示請求者から手交された名刺、開示請求書が郵送されてきた封筒等により開示請求の処理の過程で開示請求者から示されたか又は開示請求が行われる以前から担当者が開示請求者を知っていたことなどにより既知であったか若しくは容易に判断できたかのいずれかにより記載することができたものであり、また、これらの開示請求書に記載されていないなかった情報は、例えば、開示請求書に本人が連絡を受けることができるところにに関する情報として電話番号のみが記載されていた場合に、当該

番号の呼び出し先である開示請求者の勤務先企業等の名称を当該情報を補完する情報として開示請求者関係資料に記載していたものである。

なお、法務省の開示請求者関係資料における矯正施設の名称については、開示請求者が被收容者である場合には、開示請求者と直接電話で連絡を取ることができず、收容先の施設にあてた郵便により連絡を取る必要があったことから記載していたものである。

四について

お尋ねは、関係行政機関において、開示請求者本人が連絡を受けることができるところ（以下「本人連絡先」という。）であつて現に開示請求書に記載されていたところ以外へ連絡をしたかどうかというものであると考えると、これについては以下のとおりである。

内閣官房においては、開示請求者関係資料に記載していた本人連絡先の情報が開示請求書に記載されていた情報を転記したのみであつたため、また、資源エネルギー庁及び会計検査院においては、開示請求者関係資料に記載していた本人連絡先の情報が開示請求書に記載されていた情報又はそれを補完する情報のみであつたため、それぞれ開示請求書に記載されていた本人連絡先以外には連絡を取っていない。

総務省及び法務省においては、開示請求者関係資料に記載していた本人連絡先の情報は、開示請求書に記載されていた情報又はそれを補完する情報のほか、これらの情報によっても連絡が取れなかった場合に連絡をする先として記載していた情報であるが、担当者から聴取したところ、開示請求書に記載されていた本人連絡先のみで連絡が取れたことから、それ以外には連絡を取っていない。

警察庁においては、開示請求者関係資料に記載していた本人連絡先の情報は、開示請求書に記載されていた情報又はそれを補完する情報のほか、これらの情報によっても連絡が取れなかった場合に連絡をする先として記載していた情報であるが、担当者から聴取したところ、開示請求者から日中は開示請求書に記載されていないなかっただ勤務先に連絡してほしい旨の依頼を受けていたため、本年五月二十三日に行政文書の特定に関し開示請求者の当該勤務先に連絡を取った事例があるが、それ以外には開示請求書に記載されていた本人連絡先以外に連絡を取っていない。

		開示請求処理状況(国家公安委員会)		五人		勤務先企業等の名称		五人	
		開示請求一覧表		二人		連絡を希望する場所		二人	
		合計		九十九人					
総務省		行政文書開示請求進行管理表		十六人		勤務先企業等の名称		十六人	
		行政文書開示請求進行管理表		三人		勤務先企業等の名称		三人	
		総合通信基盤局開示請求処理状況		三人		勤務先企業等の名称		三人	
		開示請求案件リスト(郵政企画管理局)		七人		勤務先企業等の名称		七人	
		合計		二十九人					
法務省		行政文書開示請求事案管理簿		六十四人		矯正施設の名称		三十八人	
		合計		六十四人		勤務先企業等の名称		二十六人	
資源エネルギー庁		情報公開請求進捗状況管理表		三人		勤務先企業等における肩書		二人	
		合計		三人		勤務先企業等における肩書		一人	
会計検査院		開示請求処理状況総括表		四人		勤務先企業等の名称		四人	
		文書ファイル「平成十三年度開示請求関係文書」の目次		三人		勤務先企業等の名称		一人	
		合計		七人		職業		二人	

(注) 勤務先企業等とは、開示請求者が勤務し又は所属する企業、団体又は機関をいう。